

スポーツに関する事務の市長部局への移管について ①

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）【資料2】

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(13) スポーツに関すること。

第22条 地方公共団体は、(略) 条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

⇒下線は、平成19年の地教行法改正により追加

「今回の改正は、スポーツ…行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「**地域づくり**」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて**地方公共団体の長において一元的に所掌**することができることとする趣旨から行うものであること。」(H19.7.31/19文科初第535号通知【資料3】)

2 「スポーツに関する事務」の他市における所管状況【資料4】

区分	市長部局で所管	教育委員会で所管
中核市(53市)	36市(68%)	17市(32%)
千葉県内の各市(36市)	8市(22%)	28市(78%)
うち、人口10万人以上の市(15市)	7市(47%)	8市(53%)

⇒中核市レベルでは、3分の2以上の自治体で「スポーツに関する事務」の移管を行っている。

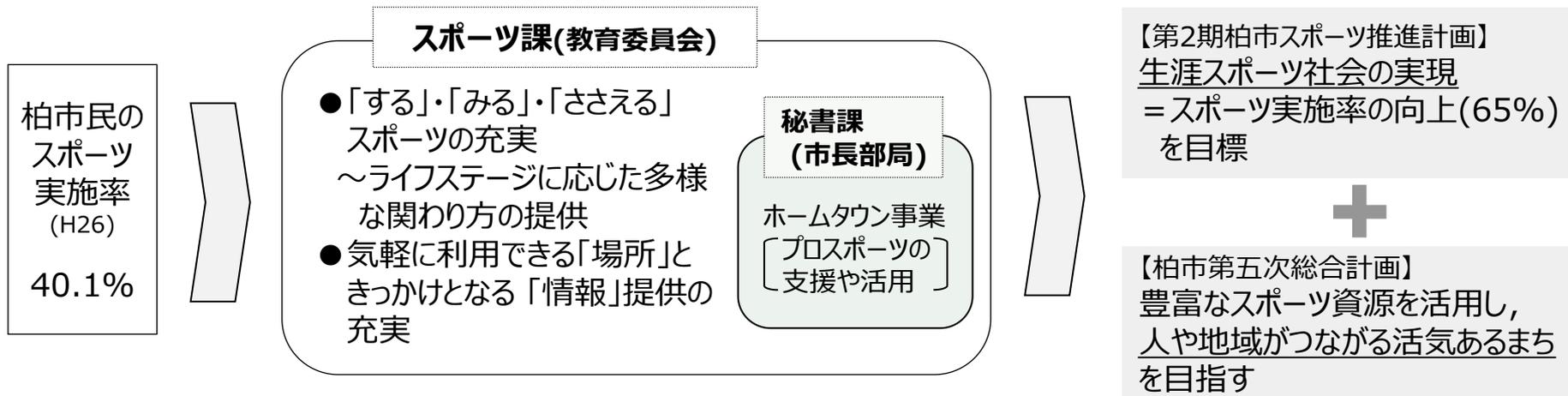
(H30年度からは、新たに青森市・和歌山市・松江市で事務の移管を実施)

⇒県内でも人口規模が中程度以上の自治体では、約半数の自治体で「スポーツに関する事務」の移管を行っている。

(H30年度からは、市原市が「スポーツに関する事務」を市長部局に移管)

スポーツに関する事務の市長部局への移管について ②

3 柏市におけるスポーツ行政



4 スポーツ行政（ホームタウン事業を含む）の所管の一元化に向けて

【課題】「プロ」(=市長部局)と「アマ」(=教育委員会)ですみわけを行っている

- 「アマチュア(学生)のトップアスリート(日本代表選手)」のように、すみわけが難しいケースも存在する
- 教育委員会のイベントにホームタウンチームを招聘する場合には、市長部局を介して調整が必要

【課題】スポーツに関する事務事業を「市長部局」と「教育委員会」の両方で実施する体制になっている

- ホームタウン関係の事業をスポーツ施設で行う場合には、市長部局・教育委員会の間で調整が必要
- スポーツイベントの情報発信や後援・共催も市長部局・教育委員会の双方で対応

教育委員会で所管している「スポーツに関する事務」を市長部局に移管し、一元化

スポーツに関する事務の市長部局への移管について ③

5 スポーツ行政を市長部局に移管・一元化することにより想定される効果・影響

【メリット】

- 「プロ」・「アマ」に関わらず、支援・PRを行うことができる ⇒スポーツ資源の効果的な活用
- スポーツイベントの実施・市民向けの啓発・情報発信を一元化できる ⇒市民にとってわかりやすい体制に
- 「ホームタウンチーム」や「トップアスリート」との交流機会の拡大が図れる ⇒市民スポーツの活性化

【デメリット】

- 「スポーツ課」が市長部局に移管することで、教育委員会や市内小中学校との連携が希薄になる可能性も（庁舎も別に）
- ⇒移管後も市長部局（社会体育）と教育委員会（学校教育）との協力・連携体制の構築に努める

- ☆スポーツをプラットフォームとして
⇒人や組織とのつながりを生み出していくことで、地域活動の推進・地域課題の解決に
⇒市民の健康づくりなど他分野の施策にも展開
- ☆スポーツ資源を活用して
⇒市のブランドイメージ向上・市への愛着の促進

ラグビーワールドカップ(H31) 東京オリンピック・パラリンピック(H32)

- ⇒「スポーツ振興」と「スポーツを活かしたまちづくりを進める大きなチャンス

6 スポーツ行政を市長部局に移管する場合の手続【資料2】

